

高校入試における合理的配慮

Reasonable Accommodation in High-School Entrance Examination

青山 和弘*

Kazuhiro Aoyama

概要

2016(平成28)年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、受験等における合理的配慮の適切な提供が求められている。高等学校ではこれまでも障害等のある生徒の受験に当っては特別な配慮というかたちで合理的配慮を提供してきたが、今後は一層適切な対応をとらなければならない。本稿では具体的な事例をもとに、合理的配慮の提供を検討するに当たって留意すべき視点の例を示す。

1. はじめに

北海道の高等学校の入学選抜に関して、道立高等学校では北海道教育委員会が発行する「道立高等学校入学選抜の手引」に基づいて実施されている。

道立高等学校に出願することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者や、中等教育学校の前期課程を修了した者などとなっている⁽¹⁾。

今日、高等学校へは中学校卒業生などの多くが進学することは周知のとおりであり、障害等のある生徒も高等学校入学選抜に出願している。障害等のある生徒が受験するに当たって特別な配慮が必要な場合、高等学校は「道立高等学校入学選抜の手引」の規定に基づいて手続きを進めることになっている。

折しも、2016(平成28)年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)では、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めており、学校の受験や入学を拒否することは不当な差別的取扱いに該当するとしている。

高等学校の入学選抜の実施に当たっては、障害者差別解消法制定以前から特別な配慮を必要とする生徒に状況に応じた対応をしてきているが、今後は障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、より一層、適切な対応をとることが必要である。

本稿では、入学選抜における特別な配慮の例の概要を紹介するとともに、配慮に当たって大切と考えられる視点について考察する。

2. 特別な配慮を必要とする生徒への対応

2.1 出願に当たっての手続き

特別な配慮が必要と考えられる生徒の出願に関しては、「特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること」⁽²⁾と定められている。

これにより高等学校は、高校入試時における特別な配慮や入学後の高校生活における配慮について、当該生徒や保護者及び中学校と事前に十分な相談をして適切に対応しなければならない。

ここで留意しておかなければならないことは、「出願しようとする場合」であることから、「出願する前に」中学校長が高等学校長に「事情を説明」するということである。したがって、中学校では当該生徒や保護者の意向を確認した上で、出願前に当該生徒に関する事情を高等学校に情報提供することになる。その情報をもとに高等学校は、当該生徒に関しての特別な配慮について検討し、学校教育局高校教育課長と「協議」することになる。

この協議の結果を受けて、高等学校は中学校に配慮内容等について伝え、中学校は当該生徒と保護者に説明することになる。

高等学校が特別な配慮を検討するに当たっては、中学校から十分な情報を得ることと、時間的なゆとりをもって当該生徒や保護者、中学校と丁寧に協議することで当該生徒が安心して学力検査や面接等を受けることにつながると考えられることから、中学校と高等学校が出願前から連携することはきわめて重要なことである。

*北海道科学大学全学共通教育部基盤教育グループ

2.2 特別な配慮の例

はじめに、北海道外の例として千葉県の高校入試において実施した特別な配慮から、主な配慮事項について障害の状況別に例示したもの(表1)を次に紹介しておく⁽³⁾。

表1 障害の状況別配慮の例

傷害の状況	配慮の実施例
聴覚(難聴)	補聴器の装着を許可, スピーカーに近い座席での受験, 別室にてCDプレーヤーを使用, FMマイク, 聞き取り検査及びリスニングテストの免除
視覚	別室受験, 問題用紙の拡大, 拡大鏡の使用許可
肢体不自由	別室受験, 痰の吸引, 介護者による代筆, 選択問題でのカードの使用
病弱	別室受験, 車での送迎を許可, 医療機器の持ち込み
知的	別室受験, 介助者の同席, 受験中のトイレ, 問題や設問の代読
発達障害	別室受験

これらの実施例を見ると、別室受験という措置が多いことがわかる。別室受験とすることで、検査室(教室等)での受験よりも、当該生徒への弾力的で適切な対応が可能になると考えられる。

筆者が高等学校に勤務していたときに対応した事例はそれほど多くはないが、聴覚に障害のある生徒への配慮事項は千葉県のものとはほぼ共通している。また、別室受験という配慮についても同様である。

生徒の状況や保護者の意向等によって特別な配慮の実施内容が異なることがあることから一概には言えないが、千葉県における配慮の実施例と同様か類似した配慮が各都道府県において実施されていると思われる。

次に、聴覚障害と肢体不自由に関する事例の概要を紹介する。なお、事例は障害者差別解消法制定以前のものである。

2.2.1 事例(聴覚障害1)

生徒Aは左耳側からの音声聞き取りにくい状況であるため、中学校においては定期試験の英語リスニングテストのときには、生徒Aの右側前方にCDプレーヤーを置いて対応している。学校生活にお

いては英語のリスニングテスト以外の特別な配慮は実施していない。

高校入試に当っては中学校と生徒A、保護者が相談して特別な配慮を要望することとし、高等学校長あてに事情説明書を提出することとした。提出に当っては中学校教頭と学級担任が高等学校を訪問し、高等学校教頭、教務部長と生徒Aに係る事情説明書の内容等について確認を行い、後日、生徒Aと保護者、学級担任が高等学校を訪問して特別な配慮について協議するとともに、一般教室を利用して①教師の声をどの程度聞き取れるか、②校内放送の音声をどの程度聞き取れるかを確認するためのシミュレーションを実施した。

その結果、高校入試においては座席を可能な限り校内放送が聞き取りやすい位置にすることとした。なお、教師が説明等を行う際には特に配慮を必要としないことを確認した。

また、入学後においては授業や試験等で放送設備を使用する場合には座席の位置などに配慮することとした。

以上のような一連の対応を経て、高等学校長名の協議書をもとに学校教育局高校教育課長と協議を行い、特別な配慮の実施内容について決定した。

2.2.2 事例(聴覚障害2)

生徒Bは両耳が聞こえにくい状況であるため、中学校では補聴器の装着を認めている。授業では授業者がFMマイクを装着して使用するとともに、ほかの生徒の発表などでは授業者が復唱するなどして対応している。体育館などでの集会では、生徒Bと相談した上でFMマイクをステージ上に置いたり、スピーカーの近くに置いたりしている。定期試験等の英語のリスニングテストではCDプレーヤーの前にFMマイクを置いて対応している。

また、相手が話しをしたとき、生徒Bは相手の口元を見て唇の動きや形の変化で言葉を理解できることがあることから、教室では前方中央の座席にするよう配慮している。

このほか、教室の机や椅子をひきずる音が耳に響きやすく大きなストレスになることから、教室のすべての机と椅子の脚に専用のフェルト布を装着し、ストレスとなる音を軽減するよう配慮している。

なお、FMマイクとフェルト布については地元の教育委員会が購入したものを使用している。

こうしたことを踏まえて、中学校と生徒B、保護者が相談して高校入試と入学後においても中学校

で実施されている特別な配慮に準じた対応を要望することとし、高等学校に事情説明書を提出した。

高等学校では生徒Bに係る事情説明書の内容等について中学校に確認するとともに、高等学校の教室において高等学校教頭と教務部長、放送担当教員、試験監督、面接担当教員、そして生徒Bと保護者、中学校の学級担任同席の下、FMマイクを使用した場合としない場合に①教師の声をどの程度聞き取ることができるか、②校内放送の音声をどの程度聞き取ることができるかを確認するためのシミュレーションを実施した。加えて、別室受験や入学後の配慮についての相談と確認を行った。

高等学校はシミュレーションと相談、確認をもとに特別な配慮の内容を検討し、別室を使用することや補聴器の装着、補聴器用予備電池の持ち込みを認めることとした。また、中学校で使用しているFMマイクを使用することとした。

なお、面接時には面接官と生徒Bとの距離を1メートルとし、最初に面接官の音が聞こえることを確認した上で、面接官がゆっくりとしたスピードで質問したり、聞いたりすることとした。

このほか、入学後における配慮については原則として中学校で実施している特別な配慮に準じた対応をとることとした。

この事例では配慮に関わって検討が必要な内容が多岐にわたっていたため、高等学校は中学校、生徒B、保護者と複数回の相談を行った上で協議書を作成し、学校教育局高校教育課長と協議を行い特別な配慮の実施内容について決定した。

2.2.3 事例（肢体不自由）

生徒Cは下肢麻痺により車椅子を使用している。また、左手に若干の不自由がある。

中学校では階段昇降機（可搬型昇降機）を設置し、生徒Cは教員の介助を受けて階の移動を行っている。教室には車椅子使用に対応した机を用意している。また、トイレ使用時には、必要に応じて教員が同伴して身体障害者用トイレを使用している。教室での授業やテストのときは特に配慮はしていない。なお、登下校は保護者が送迎している。

生徒Cと保護者は地元の高等学校への進学を希望していたことから中学校と相談して11月に生徒Cの保護者、中学校教頭、学級担任が高等学校を訪問し、高等学校側は教頭、教務部長、養護教諭が対応して中学校が提出した事情説明書をもとに、生徒Cの状況や中学校での配慮内容、生徒Cと保護者の

要望等について協議するとともに、施設見学を行った。このとき高等学校は、主として入学後の学習や生活について、①他の生徒と同様の教育課程による学習であること、②体育など実技を伴う学習については、できる範囲で他の生徒と同様の学習をし、できない場合は見学してレポートを作成・提出すること、③可能な限り、自分のことは自分で行うことを原則とすること、④入学後、学校の対応が困難なことについては適宜相談することを説明した上で、保護者、中学校から理解を得た。

その後、12月に生徒Cと保護者、中学校の学級担任が高等学校を訪問し、高校入試当日の登校から下校までの動きとして、生徒玄関のスロープを使用しての移動、生徒玄関の扉の開閉、エレベーターの操作と乗降、身体障害者用トイレの使用、車椅子使用に対応した机の使用に不都合がないかどうかなどを確認した。加えて、教室内の座席位置の配慮や、体調不良及び緊急事態発生時の配慮について協議するとともに、入学後の配慮事項等について説明し、了解を得た。

生徒Cと保護者、中学校との協議や説明を経た上で高等学校は入学者選抜委員会を中心に教職員の共通理解を図るとともに、入学後のサポート体制を整備することとした。特に、避難訓練に生徒Cの介助体制を盛り込んだ新しい危機管理マニュアルの作成、新1学年の教員団構成や全校生徒への啓発について検討することとした。

高等学校はこうした一連の対応を経て協議書を作成し、学校教育局高校教育課長と協議を行い特別な配慮の実施内容について決定した。

高校入試を経て生徒Cは高等学校に入学した。

送迎は保護者が行い、しばらくの間は1学年の教員が交代で生徒玄関での補助を行った。エレベーターや身体障害者用トイレについては生徒C単独で使用することができた。また、宿泊研修の実施に当たっては生徒Cの意向を踏まえつつ保護者を交えてリフト付きの貸切バスを使用するかどうかや、浴場を使用するときの介助体制などについて協議し、実施する配慮の内容を決定した。

3. 事例に基づく考察

紹介した3つの事例からは、中学校と高等学校の緊密な連携のもとで特別な配慮の実施についての合意形成が図られていることがわかる。

高校入試は公正かつ厳正に実施されなければな

らないことはもちろんであるが、一人一人の障害等の状況は一つとして同じものではないことから、画一的な対応をとることがあってはならない。したがって、類似した事例を参考にしつつも、当該生徒や保護者の意向を十分に把握した上での丁寧な対応が求められる。

こうしたことから、中学校は当該生徒の進路指導に当っては当該生徒と保護者と十分に相談するとともに、当該生徒と保護者の同意を得て早めに高等学校に情報提供することが大切である。

一方、高等学校は中学校から事情説明書などによって情報提供を受けたときには、速やかにその内容を確認して対応案を考え、事例にあるように中学校と連携して、当該生徒や保護者を含めてシミュレーションなどを行うなど特別な配慮の内容等について検討することが必要である。こうした連携は高等学校が当該生徒への理解を深めたり、当該生徒や保護者との信頼関係を構築したりすることにつながり、高校入試のみならず入学後における合理的配慮に係る合意形成にも好影響を与えたと考えられる。

次に特別な配慮に関わり、それぞれの事例から見出すことができる特徴を取り上げる。

聴覚障害に関する2つの事例からは、同じ障害であっても程度によって異なる配慮が必要であることがわかる。前者では高校入試時も入学後も座席の位置の配慮をすることが必要であるが、それ以外の配慮は必要なく、高等学校としても職員の体制の配慮などを要しない。

一方、後者の場合は生徒Bについて高校入学後にFMマイクやフェルト布が必要になることから、高等学校は早めにそれらの購入について教育委員会と協議することが必要である。また、生徒Bが学校生活を送るに当って教職員の共通理解や生徒Bとその保護者との丁寧な意思疎通が重要である。

3つ目の肢体不自由に関する事例では高等学校にスロープやエレベーター、身体障害者用トイレが設置されていたことから、特別な配慮を実施することに大きな支障は生じなかった。エレベーターなどが設置されていない高等学校の場合には、階段昇降機（可搬型昇降機）の設置など施設・設備の改善について検討しなければならないことから、教育委員会との間で相当早い時期からの協議が必要である。

最後に高等学校からみての、生徒及びその保護者との合意形成と合理的配慮を適切に提供するための主な視点の例（表2）を次に示しておく。

表2 合意形成や合理的配慮を適切に提供するための視点の例

中学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校が行っている特別な配慮や支援の内容等の確認
生徒・保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者の意向を尊重した上での特別な配慮を必要とする障害等の状況の把握と高校入試時や入学後に希望する配慮の把握 ・生徒・保護者の意向を尊重した上でのシミュレーションや施設・設備見学の実施 ・中学校と高等学校の相違等についての丁寧な説明
教育委員会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮に関する相談や協議についての速やかな報告 ・物品購入や施設・設備の改善に関しての早期の協議
高等学校の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長（教頭）を窓口とした丁寧かつ適切な対応 ・教職員の情報共有と共通理解 ・対応可能な特別な配慮や支援内容等の検討 ・生徒が安心した学校生活を送ることができるようにするための校内体制の整備・構築

4. おわりに

障害等のある生徒の高校入試に関わる合理的配慮の検討・提供に当っては、入学後の生活をも見通したものであることが重要である。

高等学校は特別支援教育の理念のもと、合理的配慮の意義と重要性を踏まえ、障害等のある生徒が安心して高校入試を受験し、充実した高校生活を送ることができるよう、中高連携や保護者との良好な関係づくりに努めることが大切である。

参考文献

- (1) 北海道教育委員会：平成30年度道立高等学校入学者選抜の手引，p.8，2017.
- (2) 北海道教育委員会：前掲書，p.28，2017.
- (3) 松見和樹：高校入試や定期テストにおける合理的配慮の実際，特別支援教育，No.63，p.28，2016.